

# EBPM のニーズに対応する経済統計の諸課題に関する研究会

(第6回研究会 議事概要)

## 【開催日時】

平成28年11月18日(金) 15:00~17:00

## 【場所】

中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室

## 【出席者】

三輪芳朗座長、赤井厚雄、橋本英樹の各構成員  
林正義 東京大学大学院経済学研究科教授  
国土交通省総合政策局、土地・建設産業局、住宅局  
事務局等

## 【議事】

(1) EBPMの視点から見た統計について(住宅・不動産等、生活保護)

## 【議事の経過】

- (1) 赤井構成員から、資料1-1について説明がなされた。概要は以下のとおり。
- あらゆる政策は、その立案根拠となる社会経済情勢の認識を裏付けるエビデンスや政策の効果を検証する手段を欠いては、思い付きやバラマキに陥る可能性が高い。
  - 現在は、各種経済統計が政策立案者と切り離されて作成されており、統計作成者にとってプレッシャーが少ない状態にある。
  - 中長期の視野に立った政策を行うことができる安定政権下での経済政策運営(アベノミクス)に移行したことに伴い、政策効果を測定するニーズも顕在化した。
  - 不動産資産の規模は約2,400兆円であり、住宅は家計における最大の資産である。国民経済の中で重要な位置を占める国土交通分野(とりわけ住宅・不動産)の既存統計について、利用者側に立った視点から総点検し、見直すことが重要ではないか。
  - 国土交通省では、2020年にGDP600兆円の経済実現に向けて、不動産投資市場の倍増(15兆円から30兆円へ)を政策目標に掲げ、そのための政策を打ち出している。しかし、EBPMの視点から見た場合のデータの整備は盤石とは言えない。
  - 不動産情報の整備は、土地・不動産への投資促進の課題の一つである。不動産市場の透明性を示す国際的な調査でも、日本はその市場規模に比して評価が高いとは言えない。また、不動産情報が複数府省に分散して存在し、情報が取りにくい。
  - 不動産の取引価格データについて、計算の基となるデータはどのようなもので、それは十分なものであるのか。価格指数の網羅性、速報性、精度の向上が課題ではないか。また、民間データの利活用の促進のための枠組み(例:ウェブスクレイピング等に関する指針)の整備が求められるのではないか。

- いずれにしても、不動産投資市場の規模を倍増し、実体経済の拡大に結び付けようとするなら、価格動向を中心とするデータを正確に把握するため、官民一体となった取組が求められるのではないか。
- 空き家・空き店舗等対策、既存住宅市場の活性化は、社会的に注目度の高い住宅分野の政策である。これらを推進するためのデータ整備（空き家の実態に関するデータの収集、新築・既存住宅の取引価格、既存住宅の分布や品質情報等）の取組や課題はどうなっているか。また、重要な統計の一つである「住宅・土地統計調査」（総務省作成）について、統計ユーザーである国土交通省から見て改善を望む点（頻度や速報性等）はないのか。もしあるなら統計作成省とはやりとりしたのか。また、新築需要の減少が見込まれる住宅産業における成長分野である住宅リフォーム市場の規模の把握や GDP 統計等への反映に向けてどのような取組を行っているか。
- その他の国土交通分野全体として考えた場合にも、統計やデータの政策の企画立案や評価への活用状況や今後新たに把握していきたいデータの有無（例：交通渋滞に関するデータ）など、様々な論点があるのではないか。

その後、国土交通省から、資料 1－2 について説明がなされ、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 現物不動産市場の実態把握について、不動取引価格情報や不動産価格指数の基となるデータの信頼性や質は十分か。不動産価格指数のような統計データは、単なる参考データではなく、意思決定を支え、政策評価に活用できる水準に質を高めていく必要がある。また、日本の不動産市場の透明性は諸外国と比較して高くないと言われているが、これは政策の立案や検証に活用できるデータが相対的に少ないことを意味しているのではないか。住宅について、空き家の実態把握の点で、一定のデータに基づき政策立案がなされていると考えるが、民間では異なる数字が出てきたりしていることについてどう考えているか。リフォームについて、今後の GDP 統計への反映の具体のイメージはどのようなものか。
- ← 取引価格情報を作成するためのアンケートの回収率は約 3 割だが、回収された回答について母集団の中での地域的分布等を確認、検証しており、質について問題はないと考えている。また、不動産価格指数については、それが直接 KPI になるものではなく、大きく日本の住宅の価格動向を把握するものではないかと考えている。指数は、行政における活用はもとより、IMF 等の国際機関や日本銀行等の公的機関、不動産業者や不動産取引を検討する一般の者、国内外の投資家においても活用されていると聞いている。諸外国との透明性の比較については、J リートに係る情報の公開等、日本の不動産の情報開示の度合いが高まってきており、今後も情報の整備に努めていきたい。
- ← EBPM は、住宅行政に限らずあらゆる行政において重要である。住宅行政の中で十分な情報が把握できているかと問われれば、把握できている部分とできていない部分と両面ある。例えば、住宅・土地統計調査については、i) 5 年ごとの調査であ

り、既存住宅の流通や空き家のデータについて最新の状況は分からない。ii) 居住世帯側から情報を把握しているが、流通経路側のデータ整備をどのように行っていくか。iii) 空き家の戸数や種別は把握できるが、住戸単位で個々に網羅的に把握することはできない、などの課題や統計上の限界がある。

← リフォーム・リニューアル調査と GDP 統計との関係については、「増築、一部改築の建築工事届あり」の部分は建築着工統計に計上されているため、既に GDP に反映されており、「建築工事届なし」「改装・改修」の部分が今後新たに GDP に反映されることになると考えている。

○ 住宅問題については、2006 年の介護保険法改正以降、高齢者用の民間賃貸住宅など、福祉にも関連する国土交通省と厚生労働省が一体で取り組む政策が出てきている。従来、日本では、住宅を資産として捉え、資産形成を支援するための政策を展開してきたが、これに対して近年は福祉政策的な議論が出てきている。そのような視点で見た場合、政策立案に必要なデータは既存統計等で満たされているか。十分なデータが得られていないのが現状なら、どのような取組が必要か。

← 少子高齢化と人口減少の流れの中で、若年・子育て世帯、高齢者（特に単身者）等が安心して暮らせる住環境の実現、低所得者等の住宅確保に配慮が必要な者へのセーフティネットの確保等に問題意識を持っている。御指摘のとおり、高齢者の分野は、介護や福祉行政との連携を念頭に置く必要があり、サービス付き高齢者向け住宅を厚生労働省と共管するなど連携を図っている。また、介護保険行政の中心は市町村である中、福祉行政と住宅行政がいかに連携していくかが重要と考えている。データに関する課題としては、国土交通省のデータはハード面が中心であり、実際に居住している者の状況の把握という面で課題があると考えている。

○ 取引価格情報を作成するためのアンケートの回収率が3割であっても、母集団と比べて偏りはないので精度に問題はないと判断したとのことだが、7割のデータがない中で、母集団情報をどのように作り、検証したのか。また、不動産取引に限らず価格情報は、サンプルにより指数を作成することはあっても、実際の取引価格、取引条件（下取り等）まで正確に把握することは困難ではないか。また、近隣の取引価格が自分の取引価格よりも安いというようなことが見えてしまうことになると、透明性を高めることが必ずしも重要で良いことであるとは限らないのではないか。

← 法務省の登記異動情報で土地の異動情報を把握し、これを基にアンケート調査を実施しており、登記異動情報を母集団として、アンケート結果で得られた情報を照合して、地域的な偏りがないか等を検証している。透明性について、個々の案件の特定がされない範囲で、極力詳細なデータを公表することとしており、土地を売買しようとしている者やビジネスに役立っていると考えている。

その後、林東京大学大学院教授から資料2について説明がなされた。概要は以下のとおり。

○ 他国と比較しても、被保護者レベルの情報について全数で質の高いデータが揃っ

ているが、市町村レベル等の情報で見ると、データが収集されているものの質が高くない、又はデータは存在するが利用されていない（公表されている情報と実態にかい離がある、容易に利用するための工夫がない）ものがあると考える。

- 平成17年に開催された「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」は、様々な論点についてデータを用いて議論がなされたという点で、本来はEBPMの画期的な事例になるべきものであったが、この「共同作業」は、最後には「時間切れ」として閉会となり、内容としてもEBPMと呼ぶには不十分なものとなったと考える。その理由として、i) 厚生労働省と地方公共団体・総務省の双方とも自らに有利な結果をもたらす異なるデータを利用して議論をしたこと、ii) 利用可能なデータが十分活用されず、議論の基となるデータが都道府県単位の集計値や政令指定都市単位の集計値等の粗いものであったこと、iii) 手法として、単なる相関関係だけを見て、因果関係が抽出されていなかったこと、などが考えられる。
- 「共同作業」では、生活保護率に対する地域的な社会経済要因の影響（補助率が高いことで生活保護率が上がるのではないかとの議論）、実施体制の影響（ケースワーカーの不足が濫給を招いているのではないかとの議論）、医療扶助費に対する病床数の影響、など4つの論点があった。
- 地域的な様々な要因から影響を受けることについては、両省とも概ね合意した。用いられたデータは都道府県及び政令指定都市レベルの集計値で、完全失業率等の変数と保護率との単相関を見た議論のほか、都道府県レベルの複数の変数（失業率、個人所得等）を用いた重回帰分析を行っていた。しかし、本来であれば生活保護に係る事務を実施している単位（例えば、市町村単位）のデータを用いた議論が必要ではなかったか。また、公的年金のカバー率や受給額等の他にも考察すべき変数が多々あったのではないか。このようなデータが存在しているのに利用されなかったことは残念で、存在する地域データのデータベースの有効活用がなされる必要があったのではないか。
- データベースとして、地方財政や地域経済の実証分析にも用いられる「社会人口統計体系（SSDS）」がある。その一部のデータはe-Statから入手可能であるが、全てのデータを入手するためには非常に高額な費用を支払って、ある公益財団法人から購入する必要がある。SSDSは国が整備したデータであるのだから一部のデータだけではなく、全てのデータをe-Statに掲載すべきではないか。それによって、外部からの検証・研究が推進され、EBPMの推進に資するものと考えられる。
- また、SSDSにおける生活保護データは、掲載データに不足（生活保護に関する最新のデータが2007年であるなど）があったり、都道府県別で複数府県内の市町村のデータが掲載されていなかったり、一部で桁数が誤っていたりして、不十分さがある。
- 実施体制の影響についても、都道府県単位のデータで生活保護率と実施体制の相関で議論がされているが、この議論についても、市町村単位のデータ（ケースワーカーの数と保護世帯数）に基づく議論が必要ではなかったか。しかし外部の者が、

このようなデータを手に入ろうとすると様々なハードルがある。例えば、保護世帯数について、市町村単位で入手可能なデータは、政令指定都市と中核市のみである（e-Stat から入手可能）。各都道府県の統計要覧から個別に拾うことは可能（一部掲載されていないものあり）だが、手間がかかる。また、統計法に基づく二次利用の申請をすると、一定の条件を満たすことで福祉事務所単位のデータが入手可能であるが、これを基に市町村単位に集計したものを公表しようとする、福祉事務所が一つしかない市町村の場合には、市町村のデータが調査票情報そのものになってしまうことから統計法上の制約により公表ができないとのことであった。しかし、e-Stat でデータが公表されている中核市には1つしか福祉事務所がないところもあり、また、多くの都道府県や市町村は自らそのようなデータを公表している。これらの事実の整合性には大きな疑問がある。そもそも、地方公共団体の調査票が保護すべき情報かという根本的な疑問もあり、地方データの個票情報そのものになる場合でもデータ開示が可能になるように改善を求めたい。また、現業員数のデータは、厚生労働省の福祉事務所現況調査で調査されているが、この調査は昨年段階で中止が決まっており、また、e-Stat で得られるのは平成16年と21年の2年分の集計値のみである。別に総務省の地方公共団体定員管理調査があるが、現業員数がゼロの市町村が相当程度あるなど、データの精度に疑問がある。

- 医療扶助については、医療扶助実態調査がある。データがオープンで使い勝手が良いという話を聞いているが、被保護者調査の世帯属性と市町村コードなどを用いてリンクして検証できるようになっていれば、様々な政策に役立つ議論が可能となるのではないかと考える。実際、医療扶助実態調査の個票には福祉事務所コードが付されており、それによって接続は原則的には可能である。しかし、かつて私が福祉事務所コードの一覧を求めたとき、直近の一覧は存在するが、過去の一覧はすぐには見つからず渡せないと言われたことがあった。2000年代に多くの市町村合併が行われたこともあり、直近の一覧から過去の福祉事務所コードを識別することは大変難しくなっており、困ったことがあった。
- 「共同作業」の教訓として、短期間で有意義な議論を行うためには、日頃からデータへのアクセスを容易にしておくことで、関連した問題意識・関心を有する研究を増やし、適切な技量をもった人員を確保することが重要だったのではないかと考える。例えば、e-Stat などにより市町村単位のデータにアクセスすることが容易になれば、実証研究者の層も厚くなり、様々な政策課題が出てきた時に即応できる体制を容易に構築できるのではないかと考える。

その後、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 生活保護に関する受給の適正化を巡る議論はエビデンスに基づく議論が強く求められる分野であるにも関わらず、データの利用が容易でないとか、質が低いものがあるとお話であった。データへのアクセス等が改善されれば、少なくとも分析技術や枠組みは既に存在し、エビデンスの抽出が可能であることが分かっているの

あるから、政策議論をする上でもデータの整備が優先的に検討されるべきではないかと感じた。また、調査票情報の二次利用について、厚生労働省では、部局ごと、担当者ごとの手続・判断が一貫していないことにより、利用者側に負担が生じている。ルールが不透明なのではないかとの実感がある。その点でも改善すべき課題があることを指摘しておきたい。

- 総務省の努力もあり、地方財政のデータに関しては、ここ数年で電子化がかなり進み、詳細なデータが公表されるようになってきている。その結果、地方財政の実証分析を行う研究者の数もかなり増加し、優れた研究も存在するようになった。詳細なデータが容易に利用可能になることで研究者の層が厚くなると、既述の「共同作業」のように所定の時間内に特定の政策の分析・検討が必要になるような場合には、適切な技量をもった研究者の参画を求めることが可能となるなど、正の循環ができるようになるのではないかと。
- 地方のデータが掲載されているツールの一つに RESAS があるが、ユーザーサイドで何が求められているのかという点についても検証の余地があるのではないかと。
- なぜエビデンスが必要となるのか、それを誰が必要としているのかということメッセージとして出していく必要があるのではないかと。研究者も統計データのユーザーであり、研究成果を政策の企画・立案に反映するということであるが、EBPM の観点で見ればエビデンスのクリエイターであって、ユーザーではない。EBPM の観点から見たユーザーは、政策を企画・立案する立場にある者であると思う。政策の企画・立案の現場で EBPM を実践することによるメリットを確信してもらえるようなメッセージを出していくことが我々の任務なのではないかと。

(以上)

(文責：行政改革推進本部事務局 速報のため事後修正の可能性あり)